

就職・採用活動開始時期の変更 に係る政府の動きについて

平成25年12月19日(木)

「学生の就職・採用活動時期の変更に関する担当者説明会」
内閣官房内閣審議官・内閣府大臣官房審議官(経済財政運営担当)

木下 賢志

目次

1. 時期変更に至る経緯と内容
2. 時期変更をめぐる動き
3. 時期変更の趣旨・目的
4. 時期変更の円滑な実施に向けた政府の取組
(ポイント)
5. 時期変更の周知徹底に向けた内閣官房・内閣府
関連ページ紹介

1. 就職・採用活動開始時期変更の経緯と内容

- ①平成25年4月19日、「経済界との意見交換会」において、**安倍総理から経済界**（経済団体連合会、日本商工会議所、中小企業団体中央会）**に対し**、平成27年度卒業・修了予定者（**現在の大学2年生等**）からの**就職・採用活動開始時期変更を要請**。
- ②**稲田再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣**の下、「若者・女性活躍推進フォーラム」において総理要請の具体化について検討。5月にフォーラムの提言を取りまとめ、**産業競争力会議に報告**。
- ③6月14日に「**日本再興戦略**」において**政府方針として閣議決定**。

【総理要請内容及び日本再興戦略のポイント】

- 現在の大学2年生等（2016年4月入社）からの時期変更を**経済界全体に対して要請**
 - －**広報活動開始時期**：3年生12月から**3年生3月以降**（4年生になる直前の春休み）へ
 - －**採用選考活動開始時期**：4年生4月から**4年生8月以降**へ

就職・採用活動開始時期変更



（総理要請及び「日本再興戦略」の内容）

- ※1 広報活動:採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。
- ※2 採用選考活動:採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

2. 就職・採用活動開始時期変更をめぐる動き①（政府・経済界・教育界）

- ①「日本再興戦略」を踏まえ、9月13日に経団連が倫理憲章を見直し「採用選考に関する指針」を公表。
②大学側についても、9月27日に就職問題懇談会が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了者に係る就職について」の申合せを公表。

「日本再興戦略」
（平成25年6月14日閣議決定）
（抜粋）

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

学修時間の確保、留学等促進のための、2015年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（**広報活動**は卒業・修了年度に入る直前の**3月1日以降**に開始し、その後の**採用選考活動**については、卒業・修了年度の**8月1日以降**に開始）について、**中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。**

採用選考に関する指針
（抜粋）

一般社団法人日本経済団体連合会
2013年9月13日改訂

3 採用選考活動早期開始の自粛
学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始を自粛する。

具体的には政府が閣議決定（平成25年6月14日）した「日本再興戦略」において示されている開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

広報活動・・・卒業・修了年度に入る直前の**3月1日以降**

選考活動・・・卒業・修了年度の**8月1日以降**

4 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の**10月1日以降**とする。

大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）（抜粋）

平成25年9月27日
就職問題懇談会

1 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度**3月1日**より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」（「企業説明会」「会社説明会」「学内でセミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として、事前に採用予定数や採用スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指す。）に対して、会場提供や協力を行わない。

(3) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として卒業・修了年度**8月1日以降**とする。

(4) 正式内定開始について

正式内定日は、卒業・修了年度**10月1日以降**である旨学生に徹底する。

2. 就職・採用活動開始時期変更をめぐる動き②（関係四大臣による要請文書）

○ 時期変更のさらなる周知徹底を図るため、11月22日付けで**関係四大臣**（稲田再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、茂木経済産業大臣）から**主要経済・業界団体（約450団体）に対し、総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう傘下団体・企業を含めた周知徹底・協力を要請。**

平成 25 年 11 月 22 日

主要経済・業界団体の長 殿

新規大学等卒業・修了予定者等の就職・採用活動開始時期変更に係る要請について

我が国の持続的な発展を図っていくためには、一人一人が能力を高め、グローバル化した社会で活躍できるよう人材育成体制を抜本的に強化していくことが喫緊の課題であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境を整えるとともに、海外留学からの帰国者の就職環境の改善を図ることが重要です。

こうした観点から、就職・採用活動開始時期の変更について、平成 25 年 4 月 19 日の「経済界との意見交換会」において、安倍内閣総理大臣から経済団体に対し、平成 27 年度卒業・修了予定者（現在の大学 2 年生等）から、広報活動時期は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の 8 月 1 日以降に開始することを要請（以下「総理要請」という。）しました。（「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）【参考 1】）

また、総理要請を踏まえ、平成 25 年 4 月 22 日に下村文部科学大臣から大学等関係団体に対し、①大学等が主体的に大学改革を実行し、大学教育の質的転換を図ること、②インターンシップを始めとした初年次からのキャリア教育・職業教育の充実、③地域産業界からのニーズを踏まえたカリキュラムの策定及び④学生の海外留学の促進とそのための体制整備への早急な取組を要請しました。

これらを踏まえ、平成 25 年 9 月 13 日に、一般社団法人日本経済団体連合会が「日本再興戦略」にのっとった形で就職・採用活動時期について変更し、「採用選考に関する指針」を策定、公表しました。

また、大学等においても、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化を始め複雑多様化した社会に送り出すという、本来果たすべき社会的使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすため、平成 25 年 9 月 27 日に、「大学、短期大学及び高等専門学校

卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定、公表し、各大学等において全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認したところです。

政府としては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現に向けて、「我が国の人材育成強化に関する対応方針（大学生等の就職・採用活動問題を中心に）」（平成 25 年 4 月 22 日内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）【参考 2】に基づき、上記の経済界及び教育界の取組を支援するため、キャリア教育・就職支援機能の強化、中小企業への就職支援策の充実・強化及び学卒未就職者への支援の拡充に重点的に取り組むこととしております。

貴団体におかれましては、何とぞ深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆様へ上記総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう徹底いただきたく、御協力をお願い申し上げます。

再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣
（署名）

文部科学大臣
（署名）

厚生労働大臣
（署名）

経済産業大臣
（署名）

3. 就職・採用活動開始時期変更の趣旨・目的①

- 就職・採用活動開始時期変更は、①十分な学修時間を確保し、②海外留学等を促進し教育の充実を図るため、要請されたもの。

直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策【若者の活躍推進】

	教育	就職活動	社会人
課題	<p>○ 学生側では<u>職業意識の不足</u>や<u>根強い大企業志向が存在</u>する一方、 企業側では<u>中小企業の情報発信が不十分</u>であるため、<u>ミスマッチが発生</u>。</p> <p>※ 年間約11万人の大学生が未就職のまま卒業。 (一時的な職を含み、進学者を除く。)</p>	<p>○ 「就活」の早期化・長期化は、<u>十分な学修時間の確保を妨げ</u>、<u>海外留学を阻害</u>。</p> <p>○ 中小企業の場合、<u>十分な能力開発を行えるかどうか不安</u>。</p> <p>○ <u>若年層による起業は、過去最低水準</u>。</p>	<p>○ ニート、フリーター等に対し、<u>十分なキャリア・コンサルティングを行う体制にないハローワークも存在</u>。</p> <p>○ 学び直しをしようとしても、<u>三重苦が存在</u>。</p> <p>①教育資金の問題 ②企業の人材育成ニーズに対応したプログラムが大学等にない ③学び直し後の就職先が見えない・処遇改善につながらない</p>

総合的に
施策を展開

1 民間の知恵を活用したキャリア教育充実、就職支援機能向上

2 時期の後ろ倒しを含めた就活システムの見直し

3 ハローワークにおける思い切った民間活用

4 企業のニーズに即した社会人の学び直し

5 未来の地域経済を支える人材を共同で育成する仕組みの構築

6 ビジネスコンテストを活用した起業の促進

3. 就職・採用活動開始時期変更の趣旨・目的②

【時期変更の趣旨・目的】

① 学生の学修時間の確保

- 我が国では、卒業見込みの学生について、卒業後直ちに働き始めることを前提に在学中に採用を内定する、いわゆる「新卒一括採用」の採用慣行が定着。
- そのため、若年失業者は、先進国の中では低くなっていると評価される。

〔 2012年 の15～24歳失業率:日本8.1% フランス23.8% ドイツ8.2% 韓国9.0% アメリカ16.2%
イギリス21.0% <出典:OECD Labour Force Statistics> 〕

- 他方、就職活動の早期化・長期化は、学業に専念すべき学生自身の負担になるばかりでなく、学生の成長が最も期待される卒業・修了前年度の教育に支障を来し、結果として学生の学力の低下が懸念。
- 就職・採用活動開始時期の変更により、**学生が落ち着いて学業等に専念できる環境が整備されることが期待される。**

※インターンシップ等キャリア教育の早期実施を期待

- 今次の就職・採用活動開始時期変更は企業の広報活動を大学3年次の3月以降に開始することを要請するもの。
- **学生が自己の興味や適性を考え、就職に向けた企業・業界理解や職業意識の醸成のための教育を早くから勧めることに何ら制限をかけるものではない。**
- **大学1年次から自分の適性をみるために興味のある業界のインターンシップに参加したり、まずは働くとはどんなものなのか、社会とは何なのかを知るためにインターンシップや職場体験などに積極的に参加したりすることは奨励される。**

出典:首相官邸「若者・女性活躍推進フォーラム」ページ内の「就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ」

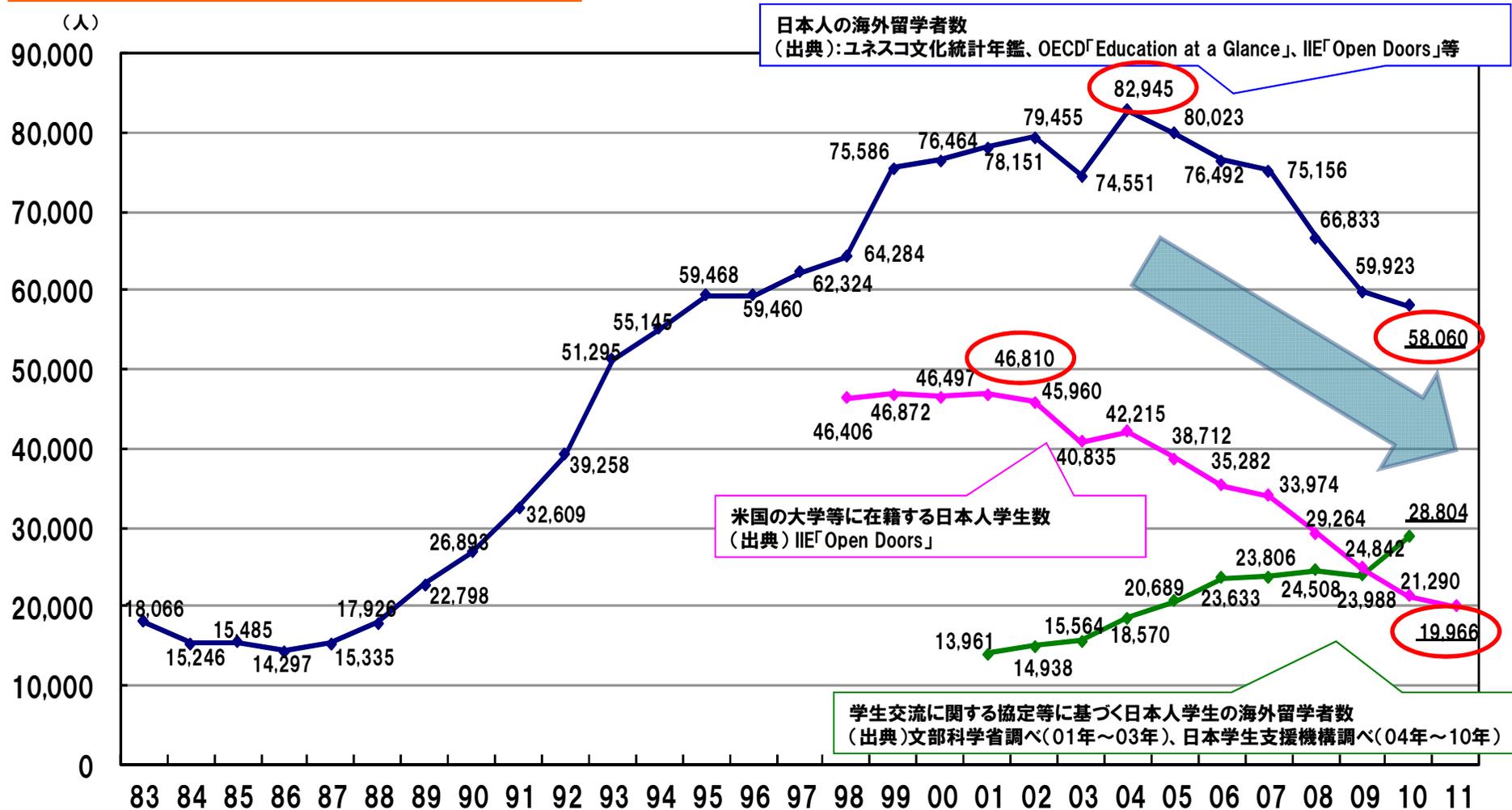
3. 就職・採用活動開始時期変更の趣旨・目的③

【時期変更の趣旨・目的】

② 海外留学等の促進

海外留学する日本人学生数は、平成16（2004）年の8.3万人をピークに平成22（2010）年は30%減の5.8万人。

日本から海外への留学生の推移



3. 就職・採用活動開始時期変更の趣旨・目的④

【時期変更の趣旨・目的】

② 海外留学等の促進

○ 留学に関する主な障害として、「帰国後、留年する可能性が大きい」と7割弱が回答。

- ・ 日本人学生の留学に関する主な障害として、①就職、②経済、③大学の体制、④語学力に関することが挙げられており、中でも就職等のために留年する可能性を懸念する学生の割合が顕著。

○留学に関する主な障害

①就職	→	帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%
②経済	→	経済的問題で断念する人が多い	42	48.3%
③体制	→	帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
		助言教職員の不足	23	26.4%
		大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
		先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
		両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
		指導教員の理解が得られない	3	3.4%
		その他	27	31.0%

※国立大学協会国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキング・グループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施。

※本調査項目には87大学が回答。

※平成19年1月

- ・ 留学先の学年期間は我が国のものと異なる場合が多く、また多様である。そのため、留学生在が日本での就職を希望しても、卒業して帰国する時期によってはすでに企業の採用選考が終わっている場合もある。

留学先	標準的な学年期間
米国	9月～5月
カナダ	9月～4月または5月
英国	9月～6月
豪州	3月初旬～11月下旬
中国	9月～7月
韓国	3月～2月

<出典>

米国: アメリカ留学公式ガイドブック(日米教育委員会)

カナダ: カナダ留学ガイド2013(カナダ大使館監修)

英国: 英国留学ガイドブック2012/2013(ブリティッシュ・カウンシル監修)

オーストラリア:

<http://www.studyinaustralia.gov.au/ja/Courses/Universities/University-Courses>

中国・韓国: 各政府奨学金募集要項より

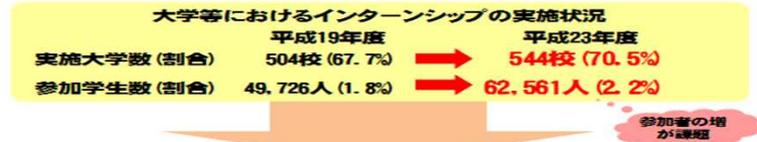
4. 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた政府の取組（ポイント）①

- 時期変更を円滑に実現するためには、政府、経済界、教育界が一体となって取組を進める必要。**大学は社会の求める人材を育成するため改革に取り組み、政府は以下について重点的に取り組んでいく。**
 - ①在学学生に対する**キャリア教育・就職支援機能**の強化（学生の職業意識の形成促進）
 - ②**中小企業への就職支援策**の充実・強化（中小企業の魅力発信、マッチング支援強化）
 - ③**学卒未就職者への支援**の拡充（未就職者へのマッチング支援の強化）

1. 在学生に対するキャリア教育・就職支援機能の強化

- 大学等のインターンシップ等の充実を通じたキャリア教育・就職支援体制の整備
- 中長期研究人材交流システム構築事業
- 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直し

インターンシップ等の充実に向けた支援



インターンシップ等のマッチングや専門人材の養成の支援等を行うことを通じ、大学等におけるキャリア教育の充実を図るとともに、平成27年度以降の卒業予定者に対する就職・採用活動時期の後ろ倒しへの円滑な移行を図る。

2. 中小企業への就職支援策の充実・強化

- 地域中小企業人材確保・定着支援事業の全国展開
- 新卒者就職応援プロジェクト(職場実習)を全国2万人規模で展開
- 「若者応援企業」宣言事業による中小企業の情報発信強化。
- 新卒応援ハローワーク等による学生と中小企業とのマッチング推進

地域中小企業の人材確保・定着支援事業

(全国で実施)

- STEP 1 中小企業の魅力発信**
例：出前講座 若手従業員と大学生等との交流会等
- STEP 2 マッチング**
例：合同就職説明会 学内会社説明会等
- STEP 3 若手従業員の育成・定着**
例：新人研修(地域の同期作り) 育成セミナー等

3. 学卒未就職者への支援の拡充

- 新卒応援ハローワーク等ジョブサポーターを通じた支援の実施
- 紹介予定派遣の活用による正社員就職の促進(新規要求)

就職活動中の学生・既卒者の皆様へ 「新卒応援ハローワーク」を全都道府県に設置

平成25年4月1日現在 57カ所

	平成23年度	平成24年度
利用者数(延べ)	580,745人	709,648人
就職者数	75,041人	94,173人

主な支援メニュー

- 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 担当者を決めての個別支援等
(応募先の選定や就職活動の進め方の相談 エントリーシートや履歴書などの作成相談 面接指導等)

参考：「我が国の人材育成強化に関する対応方針(大学生等の就職・採用活動問題を中心に)」(平成25年4月22日内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)

図表出所：政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー〜就職・採用活動開始時期の変更に向けて」

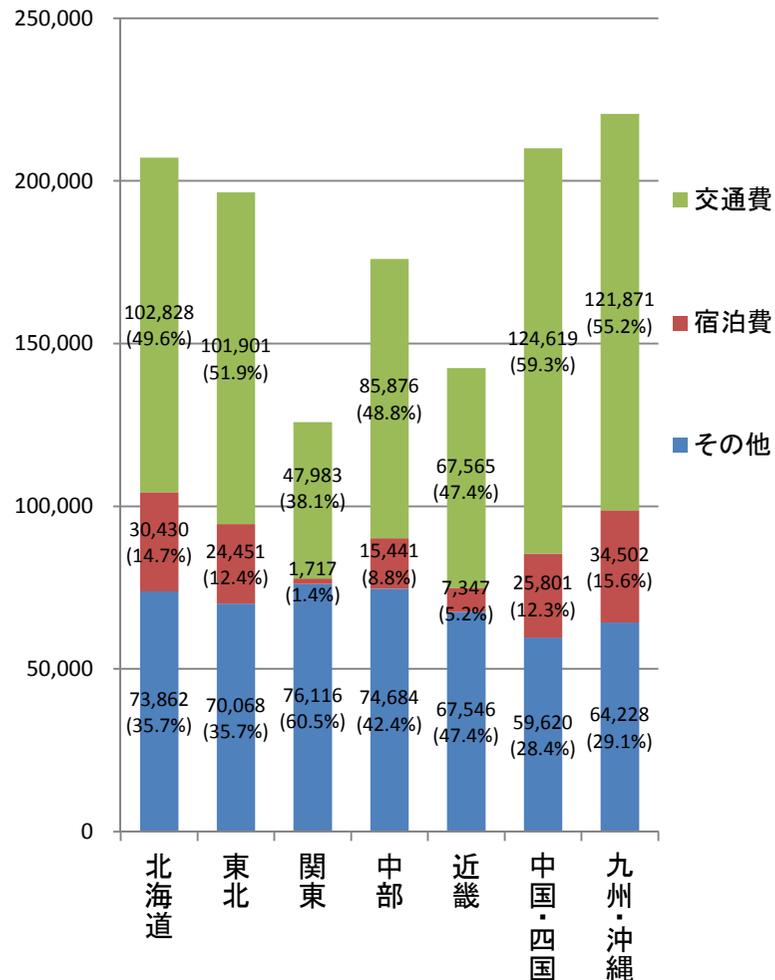
4. 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた政府の取組（ポイント）②

（参考）就活応援プロジェクト

- 関東、近畿等の都市部の学生に比べて、北海道、九州・沖縄等の地方学生の交通費・宿泊費は就職活動の費用に占める割合が高い傾向。
- 学生の遠隔地での就職活動支援が重要。

地域ごとの就職活動の費用（平均）

平成25年11月22日（金）日本経済新聞朝刊39面



データ出所) 株式会社ディスコ「10月1日現在の就職活動状況
-2014年度 日経就職ナビ 学生モニター調査結果」

5. 就職・採用活動開始時期変更の周知徹底に向けた内閣官房・内閣府関連ページ①

- ① 首相官邸ホームページ「就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/pdf/zikihenkou_info.pdf
- ② 政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」
<http://nettv.gov-online.jp/prg/prg8598.html>

首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

政策会議 ▲ トップページへ

トップ > 会議等一覧

若者・女性活躍推進フォーラム

日本経済再生のためには産業競争力強化と、それを支える雇用や人材に関する対応強化を車の両輪として進めることが欠かせず、特に若年者や女性の雇用問題等に対してしっかりとした処方箋を提示していくことが喫緊の課題である。
 経済再生担当大臣の調整の下で、関係関係が連携して、若者や女性等の雇用に関わっておられる方々の生の声をお聞きしながら、若者や女性等の直面する課題の抜本的な解決方策を検討する。

□ 開催状況

- 第1回(平成25年 2月13日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第2回(平成25年 3月15日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第3回(平成25年 3月21日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第4回(平成25年 4月 6日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第5回(平成25年 4月20日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第6回(平成25年 5月 9日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第7回(平成25年 5月10日) [議事次第](#) [議事録](#)
- 第8回(平成25年 5月19日) [議事次第](#) [議事録](#)

□ 若者・女性活躍推進フォーラム提言

- 提言の概要
- 提言の要旨
- 提言(本文)

□ **就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ**
PDF

□ **稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて**

就職・採用活動開始時期の変更について

平成27(2015)年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)からの就職・採用活動開始時期が変更になります

平成25年4月19日に開催された「経済界との意見交換会」において、安倍総理から経済界に対し、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更を要請されました。

この要請は、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動のスケジュールを以下のように変更することを求めたもので、その後、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において政府方針として決定されました。

就職・採用活動開始時期変更後のスケジュール (※標準スケジュール(日本再興戦略第5頁)の1行目)

平成27年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から、**広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以前に開始**、**その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の8月1日以降に開始**となります。

	3年次	4年次
大学卒業日程	10月～1月 卒業	1月～2月 後期試験
現在	3月 春季休暇	4月～7月 卒業
変更後	3月 卒業	4月～7月 卒業
広報活動	3月1日以前	3月1日以前
採用選考活動	8月1日以降	8月1日以降

※1 広報活動(採用を目的とした情報発信を行う活動。採用のための実質的な選考となる場合がある活動)。
 ※2 採用選考活動(採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動)。

政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」



5. 就職・採用活動開始時期変更の周知徹底に向けた内閣官房・内閣府関連ページ②

- ③ 内閣府ホームページ企画コーナー「就職・採用活動開始時期の変更」
(掲載期間:平成25年12月2日～同月8日、同月20日夕方～同月31日)
<http://www.cao.go.jp/index.html>
- ④ 内閣府フェイスブック【就職・採用活動開始時期の変更について】(11月27日)
<https://www.facebook.com/caojapan>

内閣府ホームページ企画コーナー



内閣府ホーム

企画コーナー

▶ 就職・採用活動開始時期の変更

学生の学修時間の確保などの観点から、平成27年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から就職・採用活動時期が変更になります。企業・大学・学生の皆様の御理解と御協力をお願いします。(官邸HPへリンク)



▶ 12月3日～9日は「障害者週間」

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現していくため、様々な行事が行われます。みなさんも、この機会に障害や障害のある人について考えてみましょう。



内閣府フェイスブック



11分前 · 編集済み

【就職・採用活動開始時期の変更について】

平成27(2015)年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から就職・採用活動時期が変更になります。例えば、大学生では、企業による広報活動は大学3年生の3月1日以降に開始、その後の採用選考活動は大学4年生の8月1日以降に開始となります。詳しくは下記のURLからご覧ください。

○就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ(首相官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou_info.html

○稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて(政府インターネットテレビ)

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html>



就職・採用活動開始時期変更要請を行うに至った背景について

いいね! · コメントする · シェア